

第4章 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を構築していくために必要不可欠なものであり、更に発展させていくことが重要である。

1 多様な学びの場を整備し、適切な指導及び必要な支援をしよう

(1) 特別支援学級

特別支援学級では、教育課程を児童生徒の実態に応じて編成できるなど、個に応じたきめ細かな対応が可能である。指導に際しては、児童生徒一人一人の障害等に十分配慮し、自立と社会参加に向けて、児童生徒自身の主体的な取組になるよう支援を行うことが大切である。

また、特別支援学級担当教員は指導方法の研鑽に努めるとともに、各校における特別支援教育のアドバイザーとして、他の教職員への指導助言や啓発活動に当たることが大切である。

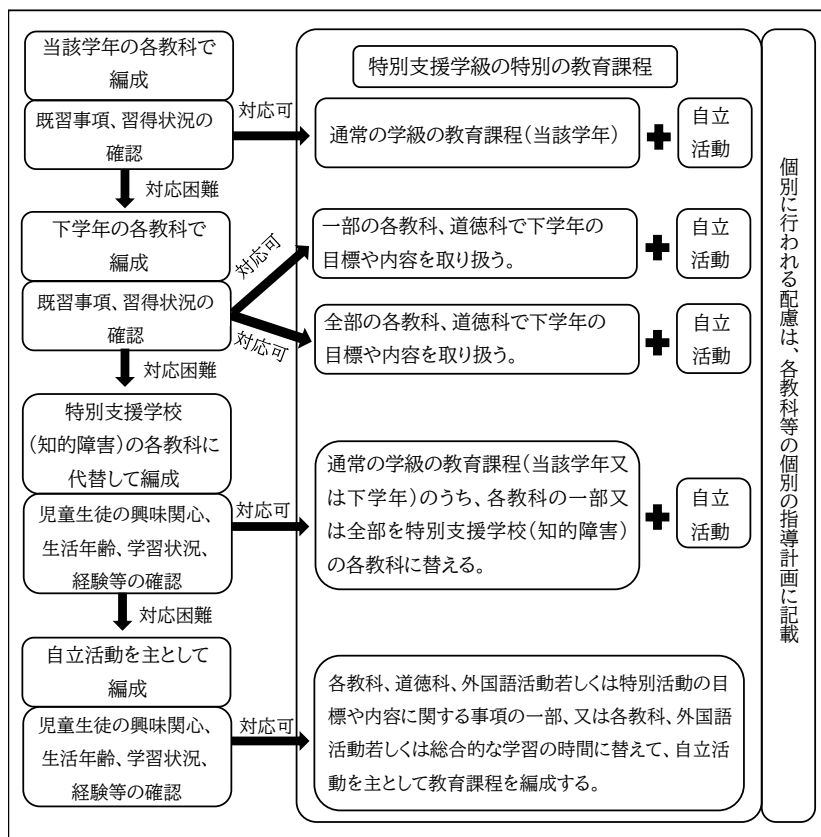
ア 教育課程の編成と教科書の使用

特別支援学級の教育課程については、特に必要がある場合は児童生徒の実態に応じて特別の教育課程を編成することができる（学校教育法施行規則第138条）。その場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示される自立活動を取り入れる。

また、児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりする

などして、実態に応じた教育課程を編成する。なお、教科書については、障害に応じた教科書や絵本等の一般図書を使用することもできる（学校教育法附則第9条、学校教育法施行規則第139条）。

【特別支援学級の教育課程の編成の考え方】



イ 各教科等の指導

- 各教科
体験的な活動を重視して児童生徒の興味・関心を生かしつつ、自主的・自発的な学習を促す。また、基礎・基本を重視した学習を徹底し、内容の定着を図る。
- 道徳科
身近な課題を取り上げ、具体的な活動を通して、道徳性を養う。
- 外国語活動
音声やリズムに慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。
- 総合的な学習の時間
生活単元学習との目標及び内容の違いに留意しつつ、自ら学び、自ら考える力等の生きる力を育成するために、教科・領域の枠を越えて横断的・総合的な学習活動を行う。
- 特別活動
他の学級や学年と共同で活動すること等により、少人数から生じる種々の制約を解消し、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- 自立活動
障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の自立活動の内容として示された6区分27項目の中から必要となる項目を選定し、個別の指導計画を作成するなどして、適切な指導を行う。

ウ 各教科等を合わせた指導（知的障害のある特別支援学校の各教科に代替して編成する児童生徒に設定することができる。）

- 日常生活の指導
衣服の着脱、排せつ、挨拶、決まりを守ること等を日常生活の流れに沿って実践的な場所で反復練習し、望ましい生活習慣の形成を図る。
- 遊びの指導
遊びを学習活動の中心に据えることにより、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促す。
- 生活単元学習
児童生徒の実生活に必要な事柄等を取り上げて単元を構成し、生活場面における課題を体験的・総合的に学習する中で、自立的な生活に必要な知識・技能を身に付けるとともに、生活上の望ましい習慣・態度を養う。
- 作業学習
製作的・生産的活動等を通して、職業生活や家庭生活に必要な基本的知識・技能を身に付けるとともに、勤労を重んじる態度を養い、進んで社会生活に参加していく能力を培う。

(2) 通級による指導

通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒に対しては、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に応じた「特別の指導」（自立活動の指導等）を「特別の指導の場」（通級指導教室）で行うことができる。

ア 通級による指導の形態

- ・ 自校通級 …… 通級指導教室の設置校に在籍する児童生徒が通級する。
- ・ 他校通級 …… 通級指導教室の設置校に他校の児童生徒が通級する。
- ・ 巡回による指導 …… 通級指導教室の担当教員が、他校に出向いて指導する。

イ 通級による指導の対象となる障害

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、その他※

※その他：肢体不自由、病弱・身体虚弱

ウ 実施上の留意点

- ・ 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示される自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行う。特に各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導を行う。
- ・ 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし（週1～8単位時間程度）、児童生徒の負担が過重にならないよう、時間や日程等を調整する。また、通級による指導により通常の学級での学習等に遅れが出ないように配慮する。
- ・ 通常の学級担任と通級の指導担当教員が随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が通常の学級においても波及することを目指す。

(3) 通常の学級

幼稚園及び小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別な教育的支援はとても重要である。障害についての正しい理解のもとに一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、保護者、専門家、医療機関等との連携を図りながら実態把握に努め、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことが必要である。

2 校（園）内支援体制を充実させよう

(1) 校（園）内委員会等の活性化

各学校（園）においては、校（園）内に特別支援教育に関する校（園）内委員会等を設置し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校（園）長のリーダーシップのもと、全校（園）的な支援体制を確立する必要がある。

- 障害の特性や、支援の方法に関する研修を推進し、全教職員の理解の促進を図る。
- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態を的確に把握し、個々のニーズに応じた支援の方策を具体化し、全教職員が共通理解しながら支援に取り組む。

(2) 特別支援教育コーディネーターのリーダーシップ

特別支援教育コーディネーターを中心に、幼小中高間や地域の特別支援学校並びにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを始めとした専門家や関係機関と連携して、障害のある幼児児童生徒への支援に当たる。特別支援教育コーディネーターは、主に、校（園）内委員会・校（園）内研修の企画・運営、関係機関・学校（園）との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担い、各学校（園）における特別支援教育を推進するに当たり、リーダーシップを発揮することが望まれる。

3 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成及び引継ぎをしよう

個別の教育支援計画とは、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成されるものである。その内容の検討に当たっては、保護者や関係機関と連携して進める必要がある。また、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて提供される合理的配慮の内容を明記することが望ましい。

個別の指導計画は、個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画である。

特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用する。また、通常の学級に在籍する、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒の指導に当たっても、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用することに努める。

なお、個別の教育支援計画等は、継続的に適切な指導及び支援を行うことができるよう、幼稚園等から小学校への就学、小学校から中学校への就学、中学校から高等学校等への進学、さらに転学や就労の際に、本人や保護者の同意を得て、引き継いでいく必要がある。

「合理的配慮」とは

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

（「障害者の権利に関する条約 第二条 定義」平成18年12月 国連総会において採択）

※ 合理的配慮については、設置者・学校（園）と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、その観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。

4 交流及び共同学習を計画的・組織的に進めよう

交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒にとっても、障害のない幼児児童生徒にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるなど、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むための絶好の機会でもあることから一層推進していく必要がある。幼稚園及び小・中学校と特別支援学校、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習の実施については、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

5 保護者と共通理解を図ろう

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導を効果的に行うためには、家庭との連携は欠かせない。特に、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に当たっては、保護者との密接な連携が求められる。したがって、幼児児童生徒の指導について理解と協力を得るためにも、日頃から保護者と信頼関係を築いておくことが必要である。

- 連絡帳等で日々の学校（園）生活の様子を伝えたり、個人懇談等で個々の幼児児童生徒の指導内容・指導方法を具体的に示したりして、保護者の理解と協力を得るように努める。
- 学校（園）での幼児児童生徒の様子を参観する機会を設定し、共通理解を深める。
- 教育や療育に関する情報を保護者に紹介し、理解と啓発の促進を図る。

6 実態・特性の的確な把握（アセスメント）に努めよう

幼児児童生徒の実態や特性を的確に把握すること（アセスメント）は、適切な指導及び必要な支援を検討する際に有効である。障害種別や障害特性のみに偏らない、一人一人に応じた支援方法を計画的に進めていくために、個々の課題に応じた的確な見立てが必要となる。そのために、子どもの立場に立った行動観察とその記録や発達検査の結果、応用行動分析のABC分析の手法等から具体的かつ客観的な材料を集め、支援方法の検討に活用していく。

7 学習環境を整理しよう

様々な障害のある幼児児童生徒が落ち着いて学習に取り組めるよう、ユニバーサルデザインの考え方を盛り込んだ学習環境づくりを進める必要がある。構造化され、整理された教室環境や視覚的に示された活動の順序が、見通しをもち、安心して学習に取り組むための助けになる。

8 ICTを活用しよう

幼児児童生徒の実態や障害特性に応じて「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現させ、学びの質を向上させるために、ICTの活用は有効な手だてとなる。

- 手書き入力機能や音声入力機能を活用して、自分に合った方法で文字を入力する。
- 拡大表示や白黒反転表示により、自分にとって見やすい表示にする。
- 学習ソフトにより、抽象的な事柄を視覚的に理解しやすくする。
- オンラインで離れた場所にいる人とつながり、交流をする。